SHINGU SHINKIN BANK REPORT

2026 新宮信用金庫の現況

新宮信用金庫

ごあいさつ


浦木睦雄


横田勝之

平素は、当金庫に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年度のわが国経済は、金融市場では、日本銀行が2025年12月に、政策金利を0.75％に引き上げ、1995年以来30年ぶりの金利水準に達することとなり、日本全体で緩やかな景気回復を維持してきました。

このような中、 2025年10月に高市政権が発足し、2025年11月に【「強い経済」を実現する総合経済対策】を閣議決定・公表しております。これは「第１の柱：生活の安全保障・物価高への対応」、「第２の柱：危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現」、「第３の柱：防衛力と外交力の強化」から構成され、これらの実現に向けた政策が今後、立案・実施されることが期待されます。

さらに金融庁は2025年12月には新たに「地域金融力強化プラン」を公表しています。その概要は、人口減少・少子高齢化その他環境変化に直面する地域が持続的に発展を目指す中で、地域金融の地域経済に貢献する力（＝地域金融力）への期待は極めて強い。地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤーが連携して地域金融力を発揮していくため、①地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決、②地域金融力発揮のための環境整備からなる地域金融力強化プランを強力に推進するとなっています。まさに我々の力の発揮するところとなっております。

当地方に本店を置く唯一の地域金融機関として、本年６月９日に金庫創立104周年を迎えることが出来ました。これもひとえに地域の皆様のご支援、ご愛顧の賜物と感謝し、その先の更なる100年へ繋げてまいります。

「ひたむき・こだわる・正々堂々・礼儀正しい」を経営の原点とし、当金庫職員が一致団結し、地域のリーディング・カンパニーとして、地域経済や社会の持続的な発展に貢献していく所存でございます。

当金庫は、「中期３か年経営計画」に基づき、地域に対する責任と使命を自覚し、貸出金を中心とした確固たる収益基盤を確立するため、覚悟を持って自らを変革してまいります。

当地方の発展・成長のために、当金庫しかできない「地域貢献」があります。いつも地域の活性化のために役職員は何をなすべきかを常に考えて、特に創業・事業承継・経営支援に重点を置き、コンサルティング機能の向上に力を入れてまいります。

2024年度よりスタートした『中期３か年経営計画　～革新と変革の軌跡　中期計画が描く未来の姿～』のもと、「持続的な収益・財務基盤の確立」「組織改革・意識改革の実現」「DX推進」「地域的・社会的課題への対応」を４つの柱として、当金庫がこれまで以上に地域での存在感を高めていくことを目指し役職員が一丸となって努めた結果、預金1,125億円、貸出金505億円、当期純利益118百万円、自己資本比率24.74％、不良債権比率4.30％と健全性を維持することができました。これもひとえに会員ならびにお取引先各位のご支援、ご愛顧の賜物と厚く感謝申し上げます。

当金庫は、コンプライアンス態勢の一層の充実強化を図り、地域・規模・特性等を踏まえた統合的リスク管理態勢（内部統制の構築）の強化を推進し、地域になくてはならない地域金融機関として、役職員一同が邁進していく所存でございますので、今後とも一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2026年7月

新宮信用金庫
会　長　浦　木　睦　雄
理事長　横　田　勝　之

CONTENTS

ごあいさつ …… 1
2025年度における事業の概況 …… 4
中小企業の経営の改善及び
地域の活性化のための取組みの状況 …… 6
金庫の主要な事業の内容 …… 8
庶務の概要 …… 8
営業地区・店舗一覧 …… 8
金庫の概況及び組織に関する事項 …… 9
総代会に関する事項 …… 10
金庫の事業の運営に関する事項 …… 13

当金庫の概要（2026年3月末）

名　称　新宮信用金庫
所在地　〒647-0004
和歌山県新宮市大橋通３丁目1番地の４
TEL 0735-22-2000
設　立　1922年6月9日
出資金　２億4,875万円
会員数　7,692人
預　金　1,125億円
貸出金　505億円
職員数　67人
店舗数　８店舗（店舗内店舗1ヵ店含む）

●経営理念

地元の発展のために
よい企業、よい家庭、よい社会
の建設に金庫の力を結集しましょう。

地元の繁栄を願い、常に地元とともに共存共栄の精神で、地元の人達の事業や生活の繁栄のために、地域金融機関としてその使命に徹し、役立てられるよう努力いたします。

●私たちの綱領

1．私たちは、地元のみなさまにより、つくられ育てられたあなたたちの金融機関です。
2．私たちは、地元のみなさまへの奉仕と、地元発展へのお手伝いを最大の念願としています。
3．私たちは、お客さま、あなたのご満足をもって、すべての喜びといたします。
4．私たちは、あなたのご商売の後ろ盾となれるよう、どこまでも大きく育ちたいと思います。
5．私たちは、あなたのお台所のどんな零細なご用にも役立ちたいと思います。
6．私たちは、地元のみなさま方、みんなから愛され、導かれる金融機関でありますよう、どこまでも努めます。

●沿　　革

（１）1922年（大正11年）６月　新宮信用組合として設立
（２）1943年（昭和18年）５月　新宮信用組合（市街地信用組合法による）に改組
（３）1950年（昭和25年）７月　熊野地支店開設（現・徐福支店）
（４）1950年（昭和25年）11月　勝浦信用組合を吸収合併し、勝浦支店開設
（５）1951年（昭和26年）10月　新宮信用金庫に改組
（６）1951年（昭和26年）11月　阿田和支店開設（現・御浜支店）
（７）1952年（昭和27年）９月　木本支店開設（現・熊野支店）
（８）1953年（昭和28年）４月　十津川支店開設
（９）1954年（昭和29年）５月　佐野支店開設
（10）1959年（昭和34年）11月　上北山支店開設（のちに出張所へ）
（11）1978年（昭和53年）11月　緑ヶ丘支店開設
（12）1995年（平成７年）３月　本店新築
（13）2002年（平成14年）２月　紀南信用組合との事業譲渡契約締結
（14）2002年（平成14年）６月　紀南信用組合の事業譲受
（15）2003年（平成15年）２月　上北山出張所廃止（熊野支店に統合）
（16）2019年（令和１年）11月　勝浦支店新築移転
（17）2022年（令和４年）２月　徐福支店移転（本店店舗内）
（18）2022年（令和４年）６月　金庫創立100周年

信用金庫法第89条に基づく開示項目一覧

●単体（信用金庫法施行規則第132条における規定）

1．金庫の概況及び組織に関する事項
（1）事業の組織…… 9
（2）理事・監事の氏名及び役職名…… 9
（3）会計監査人の氏名又は名称……資料編2
（4）事務所の名称及び所在地…… 8

2．金庫の主要な事業の内容…… 8

3．金庫の主要な事業に関する事項
（1）直近の事業年度における事業の概況……４～５
（2）直近の５事業年度における主要な事業の状況を示す指標…… 5
・経常収益
・経常利益又は経常損失
・当期純利益又は当期純損失
・出資総額及び出資総口数
・純資産額
・総資産額
・預金積金残高
・貸出金残高
・有価証券残高
・単体自己資本比率
・出資に対する配当金
・役員数
・職員数
・会員数
（3）直近の2事業年度における事業の状況を示す指標
①主要な業務の状況を示す指標……資料編６
・業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支
・資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘
・受取利息及び支払利息の増減
・総資産経常利益率
・総資産当期純利益率
②預金に関する指標……資料編７
・流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高
・固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高
③貸出金等に関する指標……資料編７～８
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額
・使途別の貸出金残高
・業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
・預貸率の期末値及び期中平均値
④有価証券に関する指標……資料編10
・商品有価証券の種類別の平均残高
・有価証券の種類別の残存期間別残高
・有価証券の種類別の平均残高
・預証率の期末値及び期中平均値

4．金庫の事業の運営に関する事項
（1）リスク管理の体制……13
（2）法令等遵守の体制……14
（3）中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 …… ６～７
（4）金融ＡＤＲ制度への対応……14

5．金庫の直近の2事業年度における財産の状況
（1）貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 ……資料編１～２
（2）貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
・信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 ……資料編９
（3）自己資本の充実の状況等……資料編14～27
（4）次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益……資料編11
・有価証券
（5）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…資料編７
（6）貸出金償却の額……資料編７
（7）会計監査人による監査を受けている旨……資料編２
（8）役職員の報酬体系について……資料編13

2025年度における事業の概況

2024年度よりスタートした『中期３か年経営計画　～革新と変革の軌跡　中期計画が描く未来の姿～』のもと、「持続的な収益・財務基盤の確立」「組織改革・意識改革の実現」「ＤＸ推進」「地域的・社会的課題への対応」を４つの柱として、当金庫がこれまで以上に地域での存在感を高めていくことを目指し役職員が一丸となって努めた結果、次のような業績を収めることが出来ました。

●預金積金の状況

2025年度末の預金積金は112,528百万円と、前年度に比べ2,766百万円、2.39％の減少となりました。特に定期性預金は、前年度に比べ1,510百万円、3.34％の減少となりました。

●預金積金残高の推移（単位：百万円）

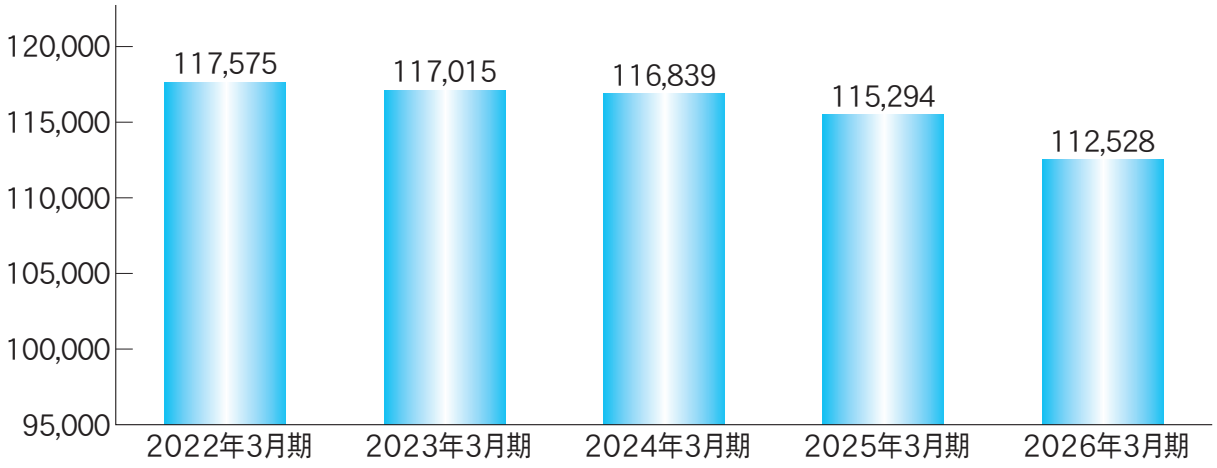

●貸出金の状況

2025年度末の貸出金は50,547百万円と、前年度に比べ260百万円、0.51％の増加となり、期末残高としては昨年に続いて、過去最高を更新しました。なお、貸出金残高が前年度を上回るのは、13期連続のことです。

●貸出金残高の推移（単位：百万円）

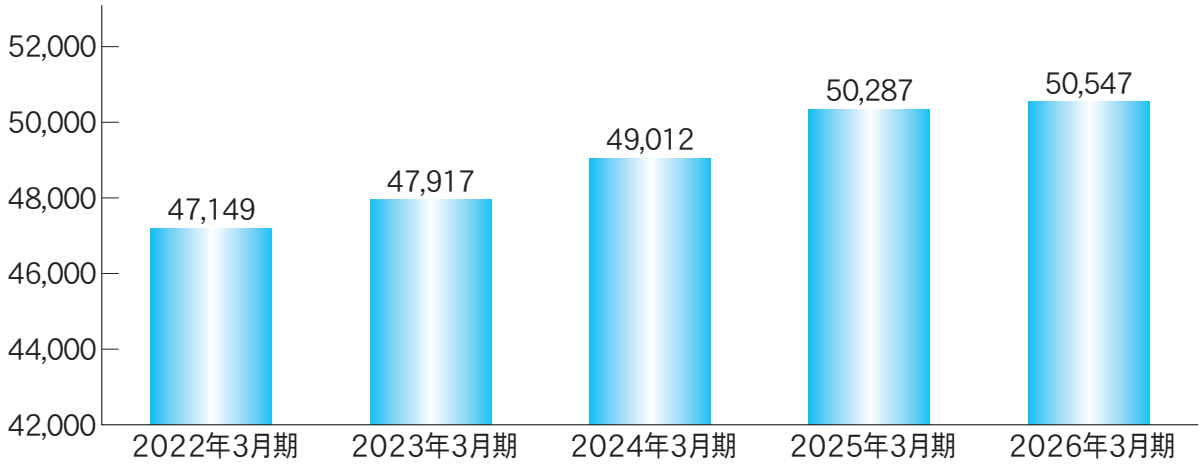

●収益の状況

収益面では、本来業務の収益であるコア業務純益は535百万円となりました。
当期純利益については、前年度に比べ140百万円減少の118百万円を計上しました。

注：コア業務純益
コア業務純益とは、貸出業務など金融機関の本来の収益力をあらわすもので、本業のもうけを示す業務純益から、国債の売買など一時的な変動要因を除いたものです。

●コア業務純益と当期純利益の推移（単位：百万円）　コア業務純益　当期純利益

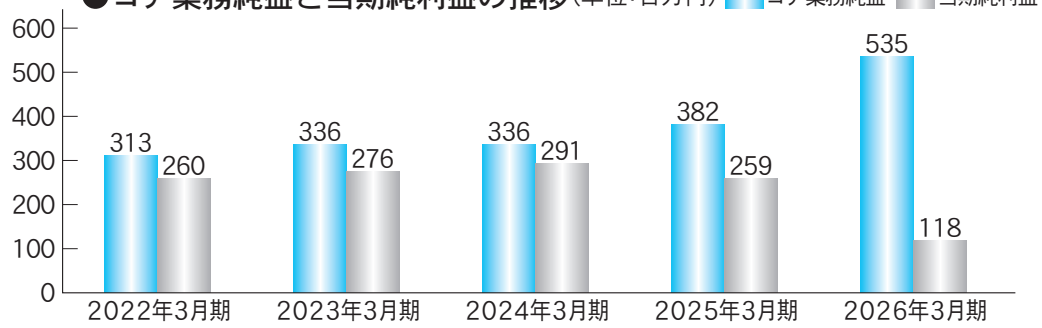

●自己資本比率の状況

2026年3月期における当金庫の自己資本比率は24.74%となり、国内金融機関が健全性の基準とする４%の約6倍となっています。

自己資本比率とは、リスクが発生する可能性のある“資産”に対する“自己資本”の割合のことで、国内のみで営業する金融機関は「４%」以上の自己資本比率を維持し、経営の健全性を保つことが義務付けられています（国内基準）。自己資本比率は、金融機関の健全性を判断する指標の一つです。

●自己資本額と自己資本比率の推移（単位：百万円）　自己資本額　うち特別積立金

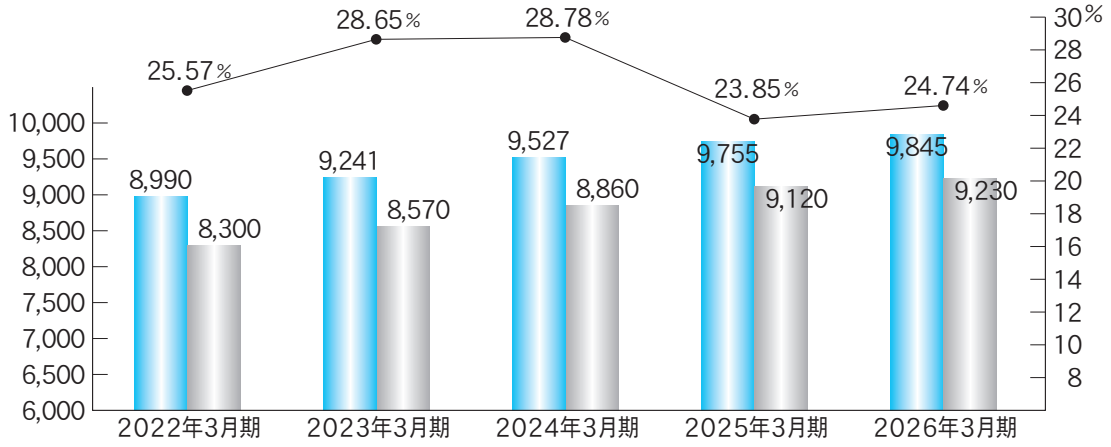

●直近の5事業年度における主要な事業の状況

最近5年間の主要な経営指標の推移

（単位：百万円）

科目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	1,604	1,570	1,673	1,659	1,975
経常利益	417	393	418	368	182
当期純利益	260	276	291	259	118
出資総額	259	256	253	251	248
出資総口数	5,188千口	5,132千口	5,076千口	5,032千口	4,975千口
純資産額	9,136	7,646	7,351	5,561	4,324
総資産額	133,440	124,942	124,518	121,230	117,116
預金積金残高	117,575	117,015	116,839	115,294	112,528
貸出金残高	47,149	47,917	49,012	50,287	50,547
有価証券残高	53,848	54,547	53,380	50,846	46,524
単体自己資本比率	25.57%	28.65%	28.78%	23.85%	24.74%
出資に対する配当金(出資1口当たり)	1.5円	1.5円	1.5円	1.5円	1.5円
役員数	10人	10人	11人	12人	12人
うち常勤役員数	6人	6人	7人	8人	7人
職員数	88人	73人	68人	67人	67人
会員数	7,805人	7,783人	7,745人	7,730人	7,692人

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

●中小企業の経営支援に関する取組み方針について

新宮信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、経営改善が必要なお客様には、経営課題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

また、2013年3月末で中小企業金融円滑化法は終了しましたが、これまでと同様に貸付条件の変更や円滑な資金供給に努め、経営改善支援をお手伝いし、課題解決型金融の実践に努めております。

●中小企業の経営支援に関する態勢整備について

本部審査部の財務支援担当者は、営業店と連携して、お客様の経営相談・経営支援に取り組んでいます。また、必要に応じて外部専門家や外部機関等を活用し連携を図りながら、経営課題の解決に向けてきめ細やかな対応に努めております。

●中小企業の経営支援に関する取組み状況について

１．創業・新規事業開拓の支援

創業支援では、日本政策金融公庫と創業支援に関する業務提携を締結し、創業融資専用商品の取扱いを開始しました。新宮市・紀宝町・御浜町において、産業競争力強化法の認定連携創業支援事業者となり、創業希望者の相談にワンストップで対応できる体制の構築を目指しております。

2025年度　創業支援融資実績　15先　112百万円

２．成長段階における支援

事業拡大や販路拡大を目指すお客様にビジネスフェアや商談会の情報を発信しており、信用金庫業界のネットワークを活かした新規顧客・販路の開拓支援を通じて、コンサルティング機能の発揮に努めております。

2025年度　新商品開発・ビジネスフェア・商談会等への支援実績　10社

2025年10月　中信ビジネスフェア	1社参加
2025年11月　岡山県しんきん合同ビジネス交流会	1社参加

３．経営改善・事業再生・業種転換等の支援

取引先企業の事業内容や経営課題を適切に把握して分析することで、経営改善支援等のコンサルティング機能の充実を目指しており、外部機関・専門家との連携による経営相談に積極的に対応しております。

2025年10月に当金庫で和歌山県信用保証協会の経営相談会を開催し、４社が参加しました。その他事業者に対しても専門家を活用した経営改善を積極的に提案し、経営者・専門家・当金庫が一緒になって経営改善に取組んでおります。

2025年度　専門家派遣実績　6件

４．事業承継の支援

地域企業・産業の活性化、雇用の確保を目的に、外部専門家との連携を図りながら事業承継支援に取組んでおります。また、M&Aを含めた提案・支援を図るべく、2016年3月に信金キャピタル株式会社と、2018年9月に株式会社トランビとM&A業務に関した協定を締結したほか、和歌山県事業承継ネットワークを始め事業引継ぎ支援センターへの紹介・相談体制を構築しております。

よろず支援拠点の専門家派遣実績　3件

経営改善支援の取組実績

【2025年4月～2026年3月】

（単位：先数）　（単位：％）

		期初債務者数 A	うち経営改善支援取組み先数 α	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	αのうち再生計画を策定している全ての先数 δ	経営改善支援取組み率 α/A	ランクアップ率 β/α	再生計画策定率 δ/α
正常先	①	800	24	0	24	0	3.0%	0.0%	0.0%
要注意先	うちその他要注意先 ②	133	11	1	11	1	8.3%	9.1%	9.1%
要注意先	うち要管理先 ③	8	0	0	0	2	0.0%	0.0%	0.0%
破綻懸念先	④	37	1	0	0	0	2.7%	0.0%	0.0%
実質破綻先	⑤	15	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
破綻先	⑥	3	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
小計（②～⑥の計）		196	12	1	11	3	6.1%	8.3%	25.0%
合計		996	36	1	35	3	3.6%	2.8%	8.3%

●経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

なお、2025年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は276件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は43.87％、保証契約を解除した件数は５件、同ガイドラインに基づく保証債務整理（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）については該当ありませんでした。

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおりの取組みを行います。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをされた場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況、事業性評価の内容等を総合的に判断し、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまのご意向をお伺いしたうえで真摯に検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行い、その検討結果について丁寧かつ具体的に説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討し説明いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

金庫の主要な事業の内容

預　金　業　務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金などを取り扱っております。
貸　出　業　務	商業手形の割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越などを取り扱っております。
為　替　業　務	内国為替／送金、振込および代金取立などを取り扱っております。
有価証券投資業務	預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
付　帯　業　務	代理業務（日本銀行歳入代理店、地方公共団体の公金取扱業務および信金中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、㈱日本政策金融公庫などの代理貸付業務）、保護預りおよび貸金庫業務、債務の保証、公共債の引受、国債等公共債の窓口販売業務、両替、スポーツ振興くじ（toto）の払戻業務、保険商品の募集業務（保険業法に基づく保険募集）、確定拠出年金法により行う業務、電子債権記録業に係る業務などを行っております。

庶務の概要

通常総代会

2025年6月23日開催の第103期通常総代会において、下記議案が付議され、それぞれ原案どおり承認可決されました。

第１号議案　第103期（2024年度）剰余金処分案承認の件
第２号議案　任期満了に伴う理事９名選任の件
第３号議案　監事１名選任の件
第４号議案　退任理事・監事に対する退任慰労金贈呈の件

理　事　会

2025年4月22日　第1回理事会を開催し以後５回開催して、重要議案を審議しました。

登 記 事 項

2025年4月　出資口数5,032,021口、出資総額251,601,050円に変更登記

営業地区一覧

和歌山県新宮市、東牟婁郡一円、田辺市本宮町、奈良県吉野郡十津川村、上北山村、下北山村、三重県熊野市、南牟婁郡一円、尾鷲市、北牟婁郡一円、度会郡（大紀町のうち旧紀勢町を除く）、多気郡一円、松阪市飯南町・飯高町

（2026年6月30日現在）

店舗一覧

（2026年6月30日現在）

店　舗　名	所　在　地	電　話　番　号
本店営業部	〒647－0004　新宮市大橋通３丁目１番地の４	0735－22－6191
徐福支店	〒647－0004　新宮市大橋通３丁目１番地の４	0735－21－6263
勝浦支店	〒649－5332　東牟婁郡那智勝浦町朝日２丁目165番地の３	0735－52－0123
佐野支店	〒647－0071　新宮市佐野１丁目２番21号	0735－31－7055
御浜支店	〒519－5204　南牟婁郡御浜町阿田和4265番地	05979－2－2010
熊野支店	〒519－4324　熊野市井戸町385番地の１	0597－89－1500
十津川支店	〒637－1554　吉野郡十津川村平谷455番地	0746－64－0311
緑ヶ丘支店	〒647－0043　新宮市緑ヶ丘１丁目８番35号	0735－21－6110

店外ATMコーナー

（2026年6月30日現在）

徐福出張所	新宮市蓬莱２丁目１番５号
主婦の店パシフィックマーケット出張所	南牟婁郡紀宝町鵜殿1712番地の１
スーパーセンターオークワ南紀店出張所	新宮市佐野３丁目11番19号
イオン新宮店出張所	新宮市橋本２丁目14番23号

金庫の概況及び組織に関する事項

●事業の組織

（2026年6月30日現在）

店　舗　数　8店舗
（和歌山県5・三重県2・奈良県1）
常勤役職員数　76名

本　　部　7部12課
営　業　店　1部 7 店

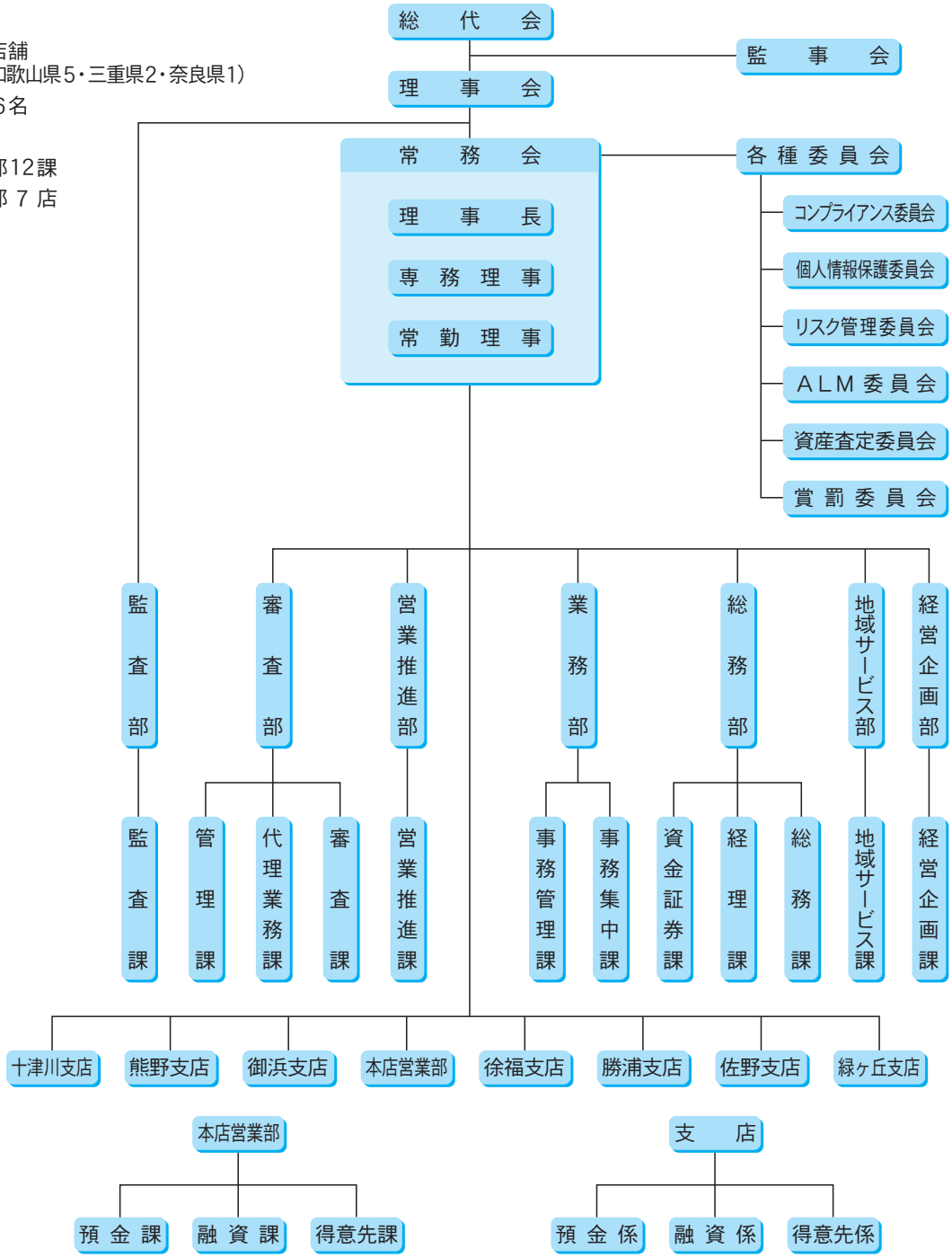

●理事・監事の氏名及び役職名

（2026年6月30日現在）

会長	浦木　睦雄	理事	関　康之（※1）
理事長（代表理事）	横田　勝之	理事	植松　浩（※1）
専務理事（代表理事）	和平　幸勝	常勤監事	尾﨑　直也
常勤理事	口地　耕司	非常勤監事	下野　義邦
常勤理事	横川　英之	員外監事	尾﨑　能彦（※2）
常勤理事	佐武　紀明		

※1　理事　関　康之、植松　浩は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2　尾﨑　能彦は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

総代会に関する事項

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算や取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

《総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。》

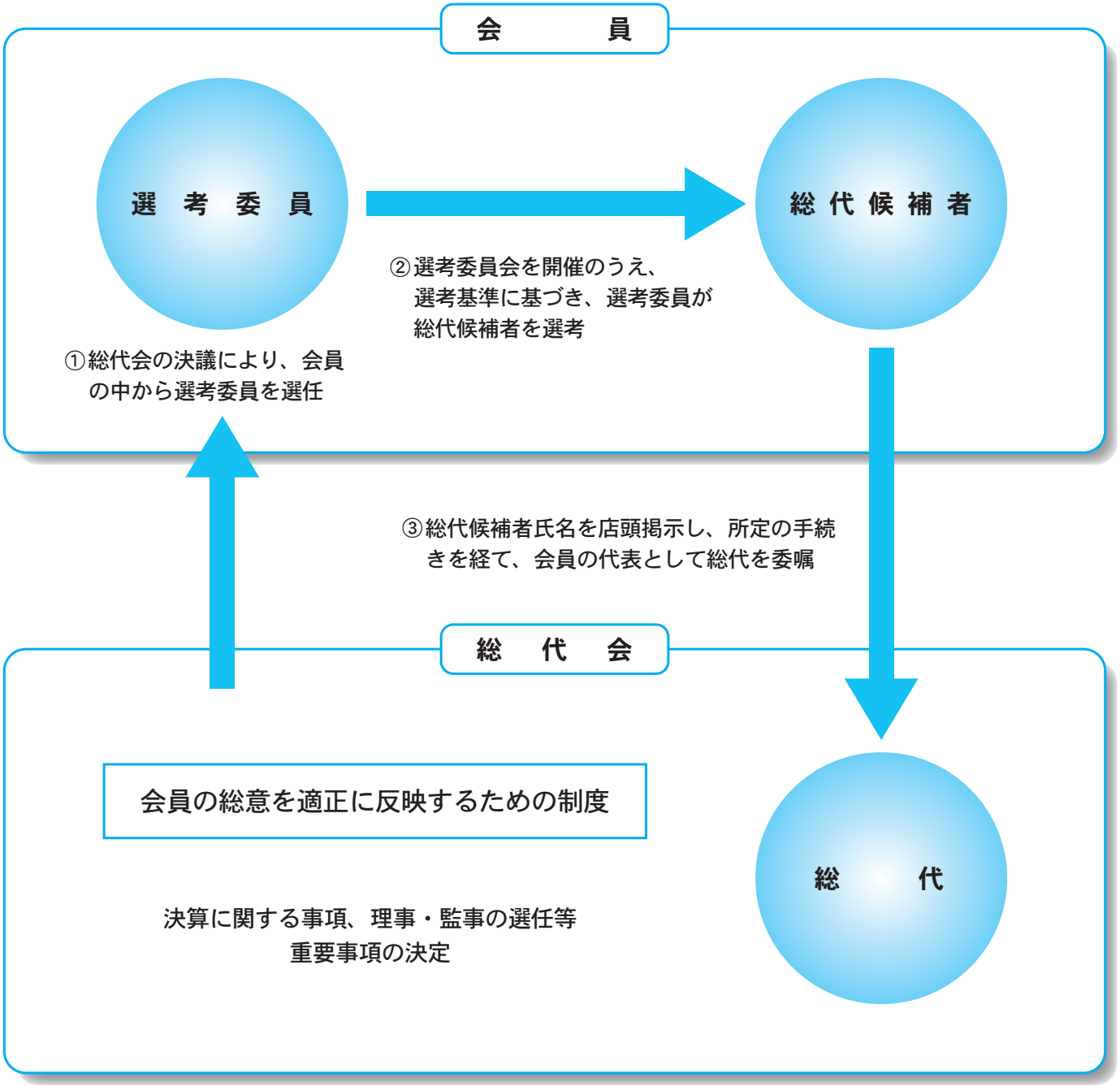

総代とその選任方法

1．総代の任期・定数
　・総代の任期　3年
　・総代の定数　85人以上115人以下で、会員数に応じ各選任区域毎に定めています。
　　なお、2026年6月30日現在の総代数は107人で、会員数は7,702人です。

2．総代の選任方法
　総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

総代候補者選考基準

1．資格要件
- ●当金庫の会員であること
- ●就任時点で75歳を超えていないこと

2．適格要件
- ●総代として相応しい見識を有している方
- ●良識をもって正しい判断ができる方
- ●地域における信望が厚く、総代として相応しい方
- ●地域での居住年数が長く、人縁関係が深い方
- ●行動力があり、積極的な方
- ●人格、見識に秀れ、当金庫の発展に寄与できる方
- ●金庫の理念、使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

《総代が選任されるまでの手続》

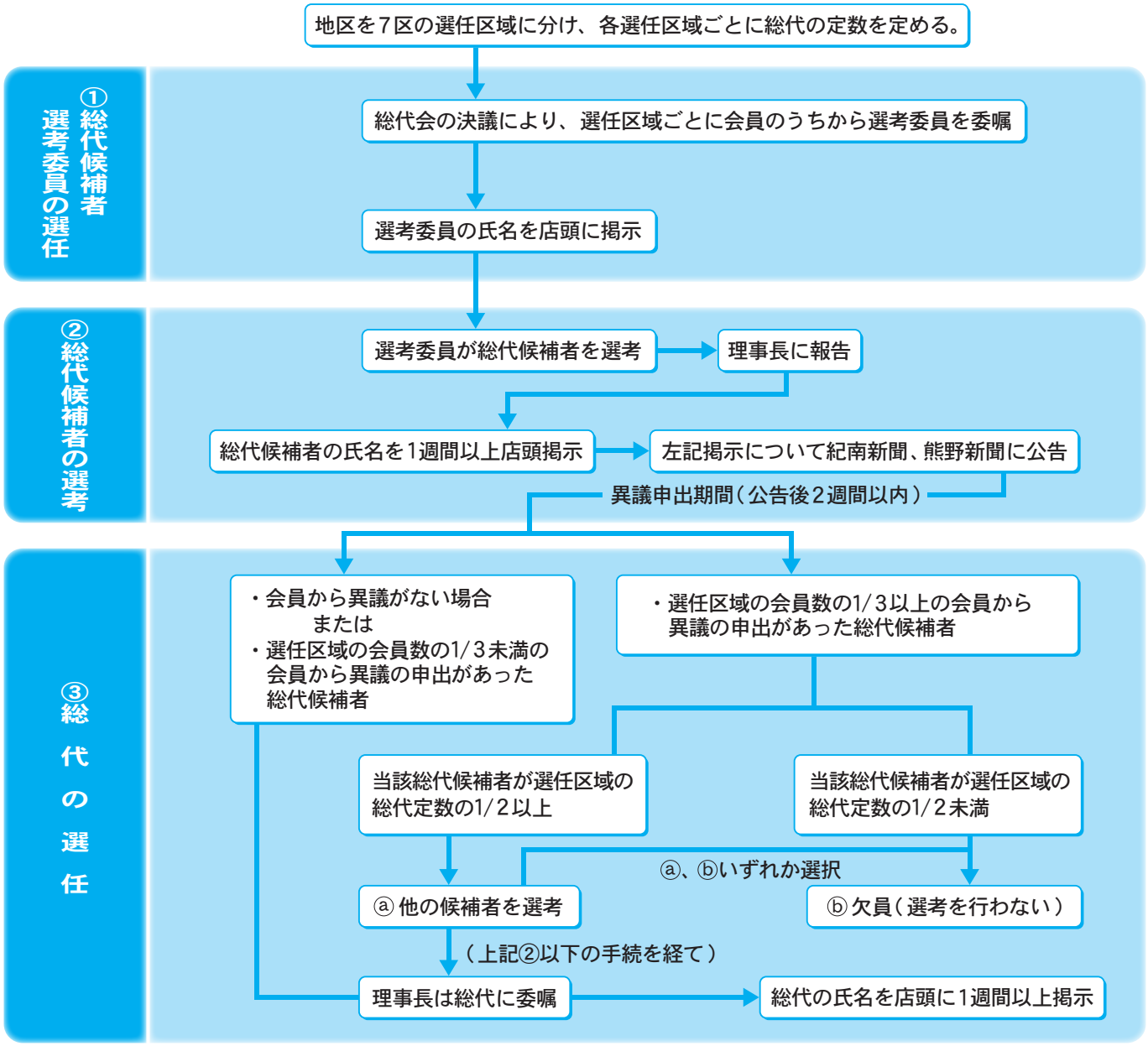

通常総代会の決議事項

2026年6月23日開催の第104期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

1．報告事項

第１号報告　　第104期（2025年度）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

2．決議事項

第１号議案　　第104期（2025年度）剰余金処分案承認の件

第２号議案　　退任理事に対する退任慰労金贈呈の件

総代の氏名

（2026年6月30日現在）

第１区（12名）	第２区（22名）	第３区（14名）	第４区（14名）	第５区（15名）	第６区（25名）	第７区（5名）
株式会社下田商店 代表取締役 下田　裕介⑧	西垣戸康俊⑨	加藤　恒生⑨	株式会社 仲西水道工事店 代表取締役 仲西　悦子⑪	杉本　孝夫⑦	河上　孝博⑪	千葉　　敦④
福田　一郎⑧	松本　　晃⑨	杉谷　繁雄⑧	井水　敦司⑧	楠本　陽一⑦	有限会社紀伊自動車学校 代表取締役 山本　至一⑧	東　　友一④
西　　哉素史⑤	角口　賀敏⑧	濵口　克巳⑦	若林　郁雄⑤	村田　耕造⑦	榎本　義秀⑧	太田　知一③
川合　啓介⑤	小淵　浩史⑦	寺村　直恭⑦	湊川　大介④	坂野　智洋⑥	池上登志男⑧	林　　俊至③
東　　俊孝④	塩﨑　富生⑦	中山　宗典⑦	仮屋　　幹④	中西　　毅⑤	中谷　昇司⑧	亀本　達士①
矢花　　毅③	宮本　昌幸⑦	西山　　広⑦	濱口　仁史③	木下　勝之⑤	清水　浩之⑦	
宮本竜太郎③	宮本　正和⑥	板谷　貴史⑤	松村　浩史③	瀧岡　俊太④	大崎　順敬⑦	
前山　裕美③	櫻田総一郎⑥	永野　大伸⑤	名越　以喜③	太田　　進③	尾﨑しほ子⑦	
植中　康太③	谷口　泰仁⑥	川﨑　康弘③	東　　理③	桃井　　環③	片岡　博也⑦	
有限会社榎本ガラス店 代表取締役 榎本　和孝③	湊口　博之⑥	栗林　睦己②	岡本　修身②	本舘　千子③	和田健一郎⑦	
桐本　百実②	内田　照也⑥	西内　　修②	川上　慎吾①	山縣　礼治②	和田　全功⑦	
永用　利一②	寺本　一生⑤	平美　貴將②	近松　文雄①	汐見　一郎②	紀和製材株式会社 代表取締役 谷畑　光彦⑥	
	宇井　大二⑤	竹中　俊介②	下地　芳延①	松下　正行②	野地　洋正④	
	森本　兼史③	岡　　司②	中畑　元太①	廣澤　　篤①	川原　直美③	
	安達　　実③			清水　良光①	湊　　賢一郎②	
	西　　康③				尾崎　貴信②	
	中本　　誠③				田尾　友児①	
	更谷　正樹②				芝　　安博①	
	野中　亮伸②				檜作　孝明①	
	西　　雅文①				鈴木　雄貴①	
	日比野雅子①				大井　　隆①	
	三﨑　一彰①				仮屋　宏樹①	
					前田　増行①	
					宇城　大介①	
					間下　哲也①	

（敬称略、順不同）

※氏名の後の数字は総代への就任回数　　合計107名

〔総代の属性等別構成比〕

職業別：法人・法人代表者61％、個人事業主27％、個人12％
年齢別：70代10％、60代35％、50代39％、40代13％、30代3％
業種別：卸小売業45％、建設業16％、製造業7％、その他32％

（注）業種別の構成比は法人・法人代表者及び個人事業主に限る。

金庫の事業の運営に関する事項

●リスク管理の体制

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関を取り巻くリスクは、一段と複雑化、多様化しており、経営においてリスク管理の重要性が飛躍的に高まっています。このような金融環境のもと、当金庫はリスク管理を、多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営を通じ、収益力の向上を図り、適正な業務遂行を可能にするものと考え、リスク管理体制の整備に積極的に取り組んでいます。

●信用リスク管理

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、損失を被るリスクです。当金庫では、自己査定の債務者区分及び分類結果等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理等に反映させています。

●市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利、為替、株価等の市況によって収益が変動するリスクです。当金庫では、資産と負債の双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券等の価格変動がもたらす「価格変動リスク」等を含めて、金融環境の変化に適切に対応できるようALM（資産負債総合管理）手法の向上に努めています。さらに余裕資金の運用について限度額の設定や決裁権限枠は、資産運用調達基準に明文化しており、予期せぬ大きな損失発生を防止する体制となっております。

●流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により通常よりも著しい金利での資金調達を余儀なくされたり、通常より著しく高い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。当金庫では、支払準備資金を信金中央金庫に集中させ、安全を図っています。信金中央金庫では、信金業界の流動性の補完対応を図る協力体制が確立されています。

●事務リスク管理

事務上のミスや不正により損失を受けるリスクの事です。当金庫では適宜、内部事務規程を整備し、正確で厳正な事務処理に努めています。事務リスク管理については、監査部が毎年、全営業店に対し予告なく臨店監査・指導を実施しており、さらに営業店に対しては、毎月店内検査の実施を義務づけており、事故やミスの未然防止に努めています。

●システムリスク管理

コンピュータ・システムの障害や誤操作、不備あるいは自然災害などにより損害を被るリスクです。当金庫は 一般社団法人しんきん共同センターに加盟しております。同センターでは、重要なデータファイル、プログラムの破損・障害等の対応の為に、バックアップ整備が図られており、システム機能が安全に運用できるようリスク管理されています。また当金庫独自の安全対策規程やコンティンジェンシー・プランを制定し、安全対策に万全を期しています。

●法務リスク管理

当金庫の経営や、お取引き等において法令や金庫内規定等に違反する行為や、その恐れのある行為が発生することにより信用失墜を招き損害を被るリスクの事です。当金庫では、経営の基本方針、コンプライアンスの基本方針・マニュアル・プログラム等に基づき、コンプライアンス態勢の充実を図り、各種業務の法務リスクの検証により、損害の未然防止に努めています。

●評判リスク管理

一部の金融機関や信用金庫に対する評判の悪化が信用不安を招き、当金庫が影響を受けるリスクの事です。当金庫はディスクロージャー誌等により、情報開示を積極的に行い、当金庫の健全性をアピールし安心していただくと共に、コンティンジェンシー・プランを制定し、風評リスク回避のために万全の態勢をとっています。

●金融商品にかかる勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1．当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2．金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫はお客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3．当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4．当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5．金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

※金融サービスの提供に関する法律第十条による「当金庫の勧誘方針」です。

●反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1．当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2．当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織して対応し、迅速な問題解決に努めます。
3．当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4．当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5．当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

●法令遵守（コンプライアンス）体制

当金庫の存立基盤はお客様に対する信用であります。企業の一員として当然守るべき法令やルールを遵守するだけではなく、良識ある営業姿勢を遂行していくためには、コンプライアンスを経営の最重要課題として位置付けております。

また、当金庫はコンプライアンスを経営方針の需要施策として取り組んでおり、地域の負託に応えていくには、役職員一人ひとりの倫理意識の高揚と倫理行動の実践が強く求められています。

そこで、当金庫では役職員の具体的な行動指針や基準等を定めた「信用金庫の服務と倫理」を役職員全員に配付して周知徹底に努め、更に改定コンプライアンス・マニュアルを策定し地域社会の一員として誠実に行動する指針として活用し実践するよう督励しています。

●基本方針

当金庫の役職員は社会的責任、公共的役割を確認し、法令等遵守のもと高い倫理観と使命感を持って行動し、相協力して、地域社会の一員である金庫の健全かつ調和ある発展に努めなければならない。

●運営体制

役職員は地域社会の一員である金庫の職員にふさわしい品位と信用を保持し、互いの人格を尊重し協力して倫理規範「私たちの行動規範」を遵守する。

行動規範「私たちの行動規範」の遵守、指導を担当するコンプライアンス委員会を設け、コンプライアンス態勢の強化を図っております。

●金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客様から苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は8ページ参照）または総務部（電話:0735-22-2000）にお申し出下さい。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次いたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調査）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。

●個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫総務部までご連絡下さい。

個人情報に関する相談窓口

新宮信用金庫　総務部
住　　所：〒647-0004 新宮市大橋通3丁目1番地の4
電話番号：0735－22－2000
Ｆ Ａ Ｘ：0735－23－0376

SHINGU SHINKIN BANK
URL:https://www.shinkin.co.jp/shingu/

発 行
新宮信用金庫　総務部・経営企画部
〒647-0004　和歌山県新宮市大橋通３丁目１番地の４
TEL　0735-22-2000（総　務　部）
　　0735-29-7150（経営企画部）